

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する**ことを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者の一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進**や、**高齢者虐待への対応**等を行う。

包括的支援事業の実施



社会福祉士等



保健師等



主任介護支援専門員等

全国で**5,487か所**※

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

(※) 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ、令和7年4月現在。加えて、地域の実情に応じて在宅介護支援センターとも協働のもと、ブランチやサブセンターが設置されている。

・ブランチ：1,567か所（本体のセンターとの連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け付け、センターにつなぐための窓口）

・サブセンター：320か所（本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所）

地域包括支援センターの設置状況

- 地域包括支援センターはすべての市町村に設置されており、全国に5,487か所。（ブランチ・サブセンターを含めると7,374か所）
- 地域包括支援センターの運営形態は、市町村直営が2割、委託型が8割となっている。

◎地域包括支援センターの設置数（令和7年4月末現在）

	計	個別の担当圏域あり	重複圏域のみ(※)
センター数	5,487	5,362	125
通常型	5,192	5,192	
基幹型	174	70	104
機能強化型	101	91	10
基幹型及び機能強化型	20	9	11

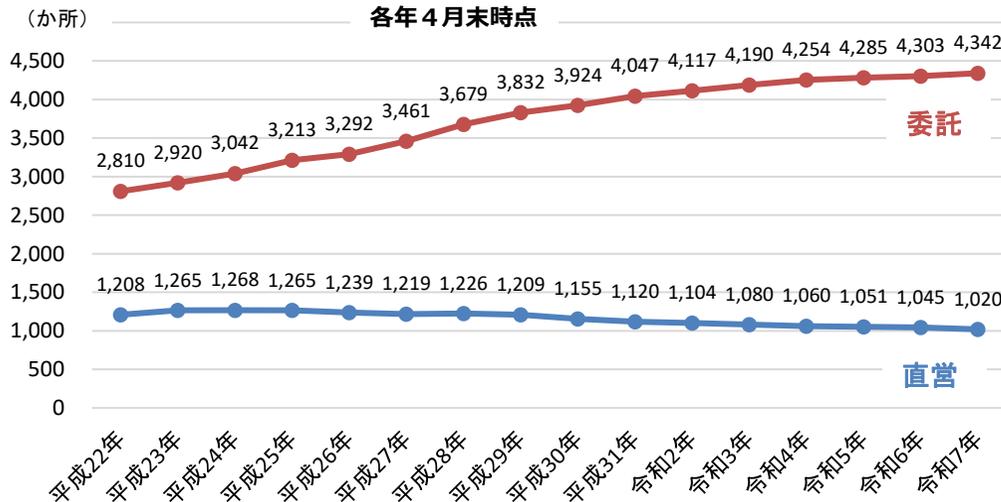
- ※他のセンターと重複する担当圏域のみを持つセンター
- 【基幹型】 基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター
- 【機能強化型】 権利擁護事業や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター

地域包括支援センター設置数	5,487か所
ブランチ設置数	1,567か所
サブセンター設置数	320か所
合計	7,374か所

- 【ブランチ】 本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け、センターにつなぐための窓口
- 【サブセンター】 本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所

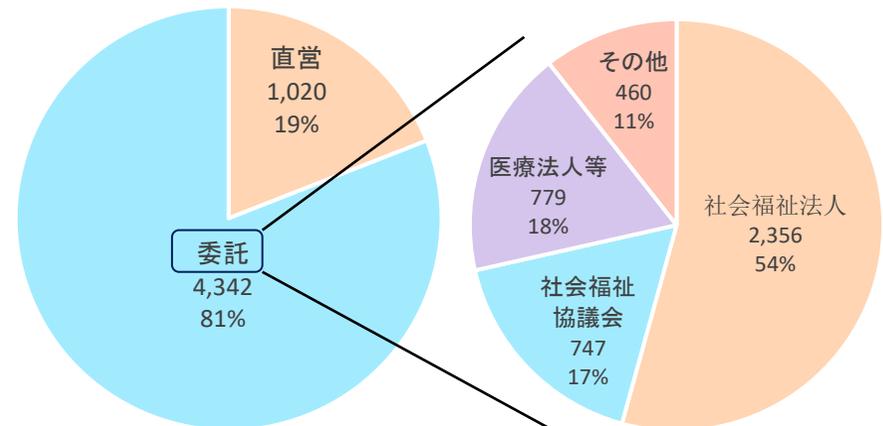
◎地域包括支援センターの設置数の推移（直営・委託）

n=5,362(※)



◎直営・委託の割合（令和7年4月末現在）

n=5,362(※)



(出典)

H29調査まで：老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業

H30調査から：地域包括支援センター運営状況調査（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

※地域包括支援センターの設置数及び直営・委託の割合は、担当圏域毎の傾向を見るため、5,362か所（個別の担当圏域あり）を集計対象とする。